

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和6年 7月 29日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都 市中京区西ノ京車坂町9		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 医療 法人社団洛和会 理事長 矢野裕典			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	1467 台	12 台	8 台	1467 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	209 台	0 台	0 台	209 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	144.7	キログラム	128.1	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	府内の事業所で使用している冷媒用代替フロン使用機器の点検表を作成し定期的な点検を実施している。			
	廃棄時	府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するよう管理表にまとめ運用している。廃棄後も管理表に情報は残り、確認出来るようにしている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	第一種特定製品における点検表を作成し、定期的な点検を実施した。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時にフロン排出抑制法に従い行程管理制度に基づき充填回収業者から引取回収証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから廃棄した。また、破壊証明書が充填回収業者から回付されたことを確認し冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現在使用中の冷媒用代替フロンより地球温暖化係数の低い冷媒を使用した製品を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。  
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。